

PTA等共済だより

2013年第11号
2013/12/27発行
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
直通電話：03-6734-2971
メール：pykyosai@mext.go.jp

■速報！

一般社団法人富山県高等学校安全振興会の公益認定申請に対して、12/18に認定の答申が出されました。
一般財団法人山梨県高等学校安全互助会が全国23番目の共済団体として12/12認可されました。…詳細は次号で。

■一般社団法人埼玉県PTA安全互助会の共済等説明会

一般社団法人埼玉県PTA安全互助会において、平成26年度の共済や保険事業に関する説明会が埼玉県内4か所で開催されました。埼玉県内の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校のPTA会長、各市町村PTA連合会事務担当者を対象とするもので、4会場で総勢383名の参加がありました。PTA等共済室では、そのうち川越会場（川越西文化会館ホール）で開催された説明会に参加させていただきました。

荻原代表理事からの挨拶のあと、森屋事務局長から平成26年度の補償内容や事務手続きについての説明がありました。また、共済のオプションとして提供されている傷害保険、賠償責任保険、自転車保険等の説明が保険会社からありました。

埼玉県は、自転車の保有率が日本一とも言われ、昨今増加している自転車事故にもいち早く対応し、保険会社と補償内容を企画し自転車保険の取扱いをしています。

他県においても、これから説明会が開催されると思われます。共済や保険は独特で難解な用語、また、法人によっては、取扱っている共済や保険等の契約形態や補償内容の複雑さ等があり、なかなかすぐに理解しにくい面があります。参加対象者に応じて、丁寧でわかりやすい説明に心掛けるなどの工夫が必要です。



補償内容や手続きについて説明する森屋事務局長

■全国高等学校安全互助会連絡協議会の研修会(平成25年11月27日大宮)

全国高等学校安全互助会連絡協議会の第2回研修会がさいたま市大宮区で開催されました。10月10日富山において総会及び研究大会もありましたが、もっと膝を交えて情報交換をしたいと要望があり、昨年に引き続き開催されることになりました。参加状況は、8団体（加盟団体の他にオブザーバー参加団体含む）総勢20名が参加されました。

會田会長からの挨拶のあと、PTA等共済室から共済事業の最新状況について40分ほど説明を行いました。その後、各団体の実務担当者から各法人で抱える課題や悩みについて、先行する団体などの取り組みについて意見交換しながら進められました。

内容も多岐にわたり、活発な議論の後に終了となりました。

■FAQ Q1：これから認可申請を考えています。定款に準備金の額を記載する必要があると聞いていますが、その額はどのように考えたらよいのでしょうか？

A1：準備金は、共済事業における不足金の補てんに備えるためのものです。支払備金、責任準備金、手元の資金等を使っても不足に陥るような場合に取崩すことができます。通常想定される範囲を超えて大きな事故が発生した場合等に責任をもって共済金等の支払が可能ないように設定し積み立てておく必要があります。定款上の準備金の金額は、死亡共済金に大型バス利用時の人数を乗じて算出した金額を準備金として設定する等、合理的に説明できる根拠が必要です。また、そのような大きな事故に備えて共済規程で共済金の削減や上限を設定している団体もあります。

Q2：共済事業の実施調査に関して、「保険会社との団体契約」とはどのようなものですか？当会では、PTA向けにチラシや申込書等配布し、保険料の徴収までを行っています。この場合は、「団体契約」でしょうか？

A1：PTAや安全互助会などが実施する共済・保険事業には、様々な形態のものがあります。①PTA等共済法に基づく認可を得て団体自らが実施している共済事業、②民間保険会社との団体契約によって実施している保険事業、③保険業法の適用除外の範囲（掛金を徴収せずに給付のみしたり、10万円以下の慶弔見舞金）で実施しているもの等があります。「団体契約」とは、県P連等が団体として保険契約者となり、会員等を被保険者としているものです。

多くは、団体割引が適用され、個人で契約する保険よりも安く加入することができているようです。

団体保険なのか、あるいは単に推薦や斡旋だけしているのかは、区別しにくい場合がありますが、パンフレット等や保険約款で確認することができます。保険契約者が団体（例えば、〇〇県PTA連合会）と記載されている場合は団体契約をしていることとなります。どのような契約形態になっているかによっては、権利義務関係が変わってきます。一度、保険約款等で確認することを勧めいたします。

■おしらせ

- ・理事会、団体内研修・勉強会への講師派遣も行っております。法人内の役員向け、単位PTA向け、事務職員向けと、内容についてもオーダーメイドで参加される方に合わせ対応しております。
- ・PTA等共済法、認可申請までに必要な事項、認可後の内部管理態勢構築、研修会への講師派遣の御要望がある場合は、お早めに御相談ください。
- ・安全普及啓発活動の事例の投稿を心よりお待ちしております。
- ・事務担当者会議への参加申込は、平成26年1月17日（金）となっております。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう！

■ 共済団体のご紹介 ★ 平成24年4月1日から事業を開始した先輩団体から

一般社団法人 群馬県PTA安全互助会（共済事業の認可日：平成24年3月13日）

当会の前身である群馬県PTA安全互助会は、平成5年3月に設立され、以来、PTA活動中に発生した傷害や損害賠償事故等に対して見舞金の給付等を行うなど、PTA活動の充実に資するよう努めて参りました。

その後、平成23年に「PTA・青少年団体共済法」が施行されたことにより、それまでの任意団体「群馬県PTA安全互助会」の法人化に向け制度や組織の整備に着手しました。しかし、定款の作成や法人登記、また共済事業の約款作成等々、何もかもが未経験ですべてがたいへんな作業でした。このような状況下で実施していただいた文部科学省の研修会やPTA等共済室の皆様の的確なご指導は、作業を進める上で何よりも有効なものとなりました。

お陰で、平成24年1月5日に一般社団法人群馬県PTA安全互助会を設立、同年3月13日に事業認可を受け業務を開始することができました。

2年目となった本年度は、共済金の給付事業、安全に関する普及啓発活動を推進しながら、安全互助会の共済事業の公共性を鑑み、健全かつ適切な事業運営を行うため、各種規程をはじめ、ハンドブック、ご案内、互助会だより等々について一つ一つ丁寧に検討しながら整備しているところです。（事務局長：安藤和夫）

一般財団法人 大阪府こども会育成連合会（共済事業の認可日：平成24年2月14日）

当会は、昭和38年に大阪府の市町村のこども会の連合組織で結成された「大阪府こども会育成連絡協議会」を母体として昭和46年4月1日に府県レベルでは初めての法人組織として、大阪府認可の『財団法人大阪府こども会育成連合会』となりました。公益法人制度改革により平成24年3月23日に一般財団法人として認可され、4月1日に移行登記を完了しました。

また、会員相互扶助の精神に基づき、会員のこども会活動中に発生した事故に対して、見舞金を給付するとともに、安全思想の普及につとめ、こども会活動の充実発展のため、昭和45年5月に「大阪府こども会事故見舞金制度」が開始されました。その後、昭和51年4月に「大阪府こども会安全会」事業として新発足し、こども会活動を安心して実施するための支援を行ってまいりました。

平成24年2月14日には「PTA・青少年教育団体共済法」に基づき、全国子ども会連合会に続き都道府県のこども会レベルで全国初となる認可を大阪府教育委員会から受け、4月1日より事業を開始しました。無事に本事業が開始出来たことは、大阪府教育委員会の、ご丁寧なご指導・ご協力を頂いたことによるものと感謝しております。

今後も地域活動であるこども会活動支援のための共済事業の継続と充実のため取り組み、またこども会活動の指導、育成に貢献していきたいと思っております。（事務局長：樋口尚）



大阪府こども会育成連合会事務局長の皆さん



鹿児島県安全教育振興会での研修会の様子

PTA等共済室の動き

- 12月 2日 一般社団法人埼玉県PTA安全互助会の共済等説明会に参加。（川越市）
- 12月 2日 内閣官房TPP政府対策本部主催業者団体向け説明会に参加。（都内）
- 12月 4日 新潟県高等学校安全互助会の研修会に参加。（新潟市）
- 12月13日 一般財団法人鹿児島県安全教育振興会の研修会に参加。（鹿児島市）
- 12月19日 公益社団法人全国子ども会連合会の事務担当者会議に参加。（国立オリセン）
- 12月25日 内閣官房TPP政府対策本部主催業者団体向け説明会に参加。（都内）

■ 監督指針・検査マニュアル～ポイント解説 ～今回のテーマは、「業務の適切性④」～（監督指針P32～33）

◆共済事業に係る事務の外部委託…共済団体が共済事業に係る事務の外部委託を行うに際しては、利用者を保護し、共済事業の運営の健全性を確保するため、総合的な検証を行い、委託先の選定、契約内容、共済団体に課せられた法令上の義務等、共済団体側の管理態勢、情報提供等の必要な態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）を図っている事が必要です。規則第19条には、委託業務の的確な遂行を確保するために必要な措置が記載されています。



■ 編集後記（今年を振り返り）平成25年は、多くの共済団体の研修会に講師として参加させていただきました。お世話になった団体の皆さま、本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます。研修後の情報交換会では、団体の抱える悩みや課題等について、様々な方から生の声をお聞きすることができ、持ち帰りさらにこちら側の課題として取り組まさせていただきました。今年は、「共済団体としての基盤づくりとガバナンス強化」を主テーマとして取り組んでまいりました。法ができる前と比較して、厳しいとの御意見もいただくこともありますが、共済団体の皆さま、諸先輩方の力でできた制度・法律であり、私自身としては、この制度を共に育てていくという気持ちで取り組んでおります。どの団体も不祥事が発生することなく、誰からも批判を受けることなく、維持していきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。さて、法が施行されて3年になろうとしています。共済団体内の取り組みに格差が生じてきていると感じているところではありますが、標準化がすすんできた後、次のステップとしては、効率化にも取り組んでいきたいと思っております。（PTA等共済室 骨折1周年を迎えた吉谷）